

韓国における再審査請求制度の留意事項

2013年10月15日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

韓国特許プラクティスによれば、特許拒絶決定に対して、その謄本の送達日から30日以内（在外者は2ヵ月の期間延長可）に、明細書等の補正を行うと同時に再審査を請求すると、**拒絶決定不服審判を請求することなく**、審査官による**再審査を受ける**ことができます（**但し、2009年7月1日以後の出願のみが再審査請求の対象**であり、2009年6月30日以前に出願された特許出願については、拒絶決定不服審判の請求のみが可能）。なお、再審査請求後、再度拒絶決定を受けた場合に、2回目の再審査請求を行うことはできない。

再審査後、特許拒絶決定を受けると、この拒絶決定の謄本送達日から**30日以内**に（在外者は、2ヵ月の期間延長可能）、拒絶決定不服審判が請求可能です。但し、明細書又は図面の補正は不可であり、審判請求期間に分割出願のみが可能となります。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政（大阪本部在籍）
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL : 06-6351-4384（代表）
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK. All rights reserved.